

# テールゲートリフター 特別教育 開催中！

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

日程は、講習日程表やWEB予約よりご確認ください。

令和6年2月1日以降は、以下のカリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業をおこなうことができなくなります。

労働安全衛生規則等の一部改正内容

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用した荷を積み卸す作業において、労働者がテールゲートリフターの機能や危険性を十分に認識していないことにより、テールゲートリフター使用時の労働災害が発生していることから、荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となります。



## カリキュラム (計6時間)

	内容	時間	料金
学科	テールゲートリフターに関する知識	1.5h	¥16,000 (教本代、税込)
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0h	
	関係法令	0.5h	
実技	テールゲートリフターの操作の方法	2.0h	

◆ 株式会社PCT 宮城教習所  
〒985-0843  
宮城県多賀城市明月2-3-1

☎ 022-364-6143  
📠 022-364-6678